

## 豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号。以下「政令」という。）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成27年3月27日社援発0327第2号社会・援護局長通知）に定めるもののほか、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という）第6条第1項に定める「生活困窮者住居確保給付金」（以下「住居確保給付金」という。）の支給の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「常用就職」とは、省令第10条第5号に定める、期間の定めのない労働契約又は六月以上の労働契約による就職をいう。

2 この要綱において、「住宅扶助基準に基づく額」とは、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）」第7-4-(1)-ア、第7-4-(1)-オをいう。ただし、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）」第7-56に基づく運用を行っている場合は、当該限度額によるものとする。なお、床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額については適用しない。

3 この要綱において、「家賃額」とは、省令第13条の規定により住居確保給付金の支給の申請を行う者（以下「申請者」という。）又は住居確保給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が賃借する住宅の一月当たりの家賃額をいう。ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

4 この要綱において、「基準額」とは、市町村民税均等割が非課税となる者の収入の12分の1の額をいう。

5 この要綱において、「収入基準額」とは、基準額到家賃額を合算した額をいう。

6 この要綱において、「国の雇用施策による給付等」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第7条第1項に規定する職業訓練受講交付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。

7 この要綱において、「不動産媒介業者等」とは、不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

8 この要綱において、「公共職業安定所等」とは、公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者をいう。

9 この要綱において、「経営相談先」とは、よろず支援拠点、商工会議所、商工会、都道府県等が認める公的な経営相談先をいう。

10 この要綱において、「自立に向けた活動」とは、省令第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組みを行うことが当該申請者の自立の促進に資すると市長が認める者が、経営相談先の助言を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づき取り組む活動をいう。

### (自立相談支援機関による支援)

第3条 法第5条第1項に規定する、「生活困窮者自立相談支援事業」（以下「自立相談支援事業」という。）の実施主体（以下「自立相談支援機関」という。）は申請者及び受給者に対して、法第3条第2項各号に規定する支援及びこの要綱に定める支援等を行う。

### (支給要件)

第4条 支給対象者は、次の①から⑧の要件をいずれも満たすことを要する。ただし、②及び③の要件については、②の1及び③の1又は②の2及び③の2のいずれか一方を満たせば足りるものとする。

要件	参考条文	留意事項
<p>① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失していること又は喪失するおそれがあること。</p>	<p>法第3条第3項 省令第3条</p>	<p>ア 「離職等」とは、離職又は省令第3条第1号に定める「事業を行う個人が当該事業を廃止」することをいう。</p> <p>アの2 「やむを得ない休業等」とは、省令第3条第2号に定める「就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること」をいう。</p> <p>イ 「住居を喪失している」とは、申請者及び申請者同一の世帯に属する者のいずれもが、当該申請者が求職活動等を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないことをいう。</p>
<p>②の1 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。（注1）</p> <p>②の2 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。</p>	<p>省令第10条第1号</p>	<p>ア 「申請日」とは、省令第10条第1号イに規定する「生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日」を指す（以下同じ。）。</p> <p>イ 「離職、廃業の日」とは、省令第10条第1号イに規定される「離職した日又は事業を廃止した日」をいう（以下同じ。）。</p> <p>ウ 離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。</p> <p>エ 申請日時点では離職等をしていないときであっても、離職等により申請日の属する月の翌月から④に定める収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、申請があった時点で離職等の状態にあるものとみなす。</p> <p>オ 延長及び再延長の申請時には、「離職等の日から2年以内であること」については問わないものとする。</p>
<p>③の1 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。</p> <p>③の2 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持していること。</p>	<p>省令第10条第2号</p>	<p>ア 自らの就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持する者をいう（以下「主たる生計維持者という」）。</p> <p>イ 離職等の日において主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等の事情により申請時においては主たる生計維持者となっているときは、③の1の要件を満たしているものとみなす。</p>
<p>④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者同一の世帯に属する者の収入を合算した額が「基準額」に当該申請者が居住する賃貸住宅の1月当たりの家賃額を合算した額</p>	<p>省令第4条第1号イ 省令第10条第3号</p>	<p>ア ④の要件を、以下、「収入要件」という。</p> <p>イ 「基準額」とは省令第4条第1号イに規定する「申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第3</p>

<p>(以下「収入基準額」という。)以下であること。</p>		<p>28条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者の収入の額を十二で除して得た額」を指す(以下同じ)。</p> <p>ウ イの「基準額」は次の(1)から(4)の手順で算出する。</p> <p>(1) 豊中市の市民税に係る条例の規定により、世帯員数別に市民税均等割が非課税となる所得額を算出する。</p> <p>(2) 申請者が給与所得者であるか否かに関わらず、(1)で得た額に給与所得控除額を加える。 このとき、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(3) (2)で得た額に12分の1を乗じる。</p> <p>(4) (3)で得た額に1,000円未満の端数があるときは切り上げる。</p> <p>エ 収入要件は、豊中市においてあらかじめ世帯人数別に算出し明らかにしておかなければならない。</p> <p>オ 省令第10条第3号の規定により、当該申請者が居住する賃貸住宅の1月当たりの家賃額が住宅扶助基準の額を超えるときは、住宅扶助基準の額を上限として収入基準額を算出する。</p> <p>カ 「収入」とは、給与収入にあつては社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額(交通費支給額は除く)をいい、自営業にあつては事業収入(ただし、経費を差し引いた控除後の額をいう)。</p> <p>キ 借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは、収入として算定しない。</p> <p>ク 定期的に至急される雇用保険の失業等給付、公的年金については収入として算定する。ただし、複数の月に係る金額が一括で支給される公的給付は、月額で算定する。</p> <p>ケ 親族等からの継続的な仕送りは収入として算定する。</p> <p>コ 申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入額の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づいて、それぞれ適正に算定する。</p> <p>サ 「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう(以下同じ)。</p> <p>シ 原則22歳以下かつ就学中の子の収入は住居確保給付金にかかる収入には含まない。ただし、「就学中」の対象となる学校等に、大学等の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の過程など、昼間以外の課程は含まな</p>
--------------------------------	--	---

		<p>い。</p> <p>ス 申請日の属する月の収入が収入要件を満たしていない場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少により申請日の属する月の翌月から収入要件を満たすことについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能なときは、翌月に申請があったものとして取り扱う。</p>
⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする）以下であること。	省令第10条第4号	<p>ア ⑤の要件を、以下、「資産要件」という。</p> <p>イ 「金融資産」とは、金融機関に対する預貯金、現金、債権、株式、投資信託等をいう（以下同じ。）。</p> <p>ウ 生命保険、個人年金保険等は金融資産に含まない。</p> <p>エ 負債がある場合、金融資産と相殺しない。</p>
⑥ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。（注2）	省令第10条第5号	常用就職の意欲があることを要する。
⑦ 地方自治体等が実施する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。		<p>ア 住居を喪失した離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等（以下「類似の給付等」という。）とは、離職者が就職を容易にするための住居費に充てることを目的としている給付等を指す。</p> <p>イ 類似の給付等が終了した後、なお支援が必要な場合は、住居確保給付金の支給を受けることができる。</p>
⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。		

(注1) 当該期間に、疾病、負傷、育児その市長がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年を加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。

(注2) 上記2の②に該当する者であつて、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認める場合は、当初の3月間の支給期間（第8条の規定により支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組みを行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるときは、6月間）に限り、当該取組みを行うことをもつて、当該求職活動に代えることができる

(求職活動要件等)

第5条 受給者(自立に向けた活動を行う者を除く。)は、住居確保給付金の支給期間中において常用就職に向けた次に掲げる求職活動を行わなければならない。

(1) 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

(2) 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。

(3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

2 自立に向けた活動を行う受給者は、住居確保給付金の支給期間中において業務上の収入を得る機会の増加に向けた次に掲げる求職活動等を行わなければならない。

(1) 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

(2) 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。

(3) 経営相談等の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組みを行うこと。

3 自立相談支援機関は、受給者に対して、自立相談支援機関によるアセスメントに基づき策定された自立支援計画(以下「プラン」という。)に従い、誠実かつ熱心に求職活動を行うよう指示しなければならない。ただし、緊急に住居確保給付金給の支給が必要な場合は、事後的にプランを作成することができる。

4 法第3条第4項に定める「生活困窮者就労準備支援事業」(以下「就労準備支援事業」という)又は法第16条第1項に定める「生活困窮者就労訓練事業」(以下「就労訓練事業」という)を利用することがプランに規定されており、自立相談支援機関において、これらの事業を一定期間集中的に利用することが支給対象者の早期常用就職に資すると判断される場合は、第1項各号に規定する求職活動を留保することができる。ただし、留保することはプランに規定しなければならない。

5 前項の規定により就職活動を留保することがプランに規定されるまでの間は、受給者は第1項各号の規定による求職活動を誠実かつ熱心に行わなければならない。

6 第4項の規定により第1項各号に規定する求職活動が留保される期間は、就労準備支援事業又は就労訓練事業の利用期間とする。

7 第18条第5項の規定により住居確保給付金支給対象者証明書(要綱様式第7号)の交付を受けた者もこの条の規定を遵守しなければならない。

(支給額)

第6条 省令第11条第1項の規定により、住居確保給付金は月ごとに支給し、その額は受給者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額とする。ただし、当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超えるときは、当該住宅扶助基準に基づく額を上限として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入を合算した額が基準額を超えるときは、次に掲げる計算式により算出される金額を支給する。

支給額 = 受給者が賃借する住宅の一月当たりの実家賃額 - (月の世帯の収入 - 基準額)

3 前項の規定により算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

(支給期間等)

第7条 省令第12条第1項の規定により、住居確保給付金の支給を受けようとする者が、申請日において省令第10条各号のいずれにも該当する場合は、三月間住居確保給付金を支給する。ただし、受給者が一定の要件を満たしたときは、申請により、三月ごとに九月を限度にして支給期間を延長することができる。

2 前項の規定により住居確保給付金の支給を受ける者が、疾病又は負傷により省令第10条第5号の要件に該当しなくなった後、二年以内に省令第10条各号（第1号を除く）の要件に該当するに至り、引き続き住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、住居確保給付金を支給する。ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間を含め最長九月を超えないものとする。

（支給期間の延長）

第8条 省令第12条第1項ただし書の規定により、受給者が第5条第1項又は第2項の規定による求職活動等を誠実かつ熱心に継続しており、引き続き住居確保給付金の支給を行うことが当該受給者の就職の促進に必要であると認められるときは、第4条①、②の2及び③の2から⑧までに規定する要件を満たした受給者に限り、申請により、三月を限度に支給期間を延長することができる。ただし、その支給額は支給期間の延長の申請を行うときの収入の額に基づき、第6条各項の規定により算出された金額とする。

（支給期間の再延長）

第9条 省令第12条第1項ただし書の規定により、前条の規定により延長の決定を受けた受給者が、第5条第1項又は第2項の規定による求職活動等を誠実かつ熱心に継続しており、引き続き住居確保給付金の支給を行うことが当該受給者の就職の促進に必要であると認められるときは、第4条①、②の2及び③の2から⑧までに規定する要件を満たした者に限り、申請により、三月を限度に支給期間を再延長することができる。ただし、その支給額は支給期間の再延長の申請を行うときの収入の額に基づき、第6条各項の規定により算出された金額とする。

2 再延長期間においては、すべての申請者において第5条第1項による求職活動を行うものとする。

（支給の開始）

第10条 新たに住宅を賃借する者にあつては、賃貸借契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。

2 現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

3 住居確保給付金は、過去に滞納した家賃を対象として支給することはできない。

（支給方法）

第11条

1 住居確保給付金は、第7条に規定する期間を限度として、不動産媒介業者等の金融機関の口座へ振り込むことにより支給する。ただし、受給者を経ずに確実に不動産媒介業者等へ支払われることが確保できるときはこの限りではない。

2 受給者が次に掲げる方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であつて、市長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、住居確保給付金を受給者の金融機関の口座へ振り込むことにより支給することができる。この場合において、受給者は、求めに応じ、クレジットカードの支払明細書、当該決済額が引き落とされた通帳の写し、領収書等を提出しなければならない。

（1）クレジットカードカードを使用する方法

（2）賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払いに係る債務を保証することを業として行う者が当該受給者に代わって当該債務を弁済する方法

（3）納付書により納付する方法

（支給日）

第12条 住居確保給付金の支給日は市長が別に定める。

（申請前の面接相談等）

第13条 自立相談支援機関は、自立相談支援機関による相談を受けている者（以下「相談者」という。）が住居確保給付金の支給を要すると判断するとき又は相談者が第4条①から⑧までの要件に該当する可能性があるとして判断するとき及び相談者が住居確保給付金の支給申請を希望するときは、当該相談者に対して住居確保給付金の趣旨、概要及び手続等を説明するとともに、国の雇用施策や社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業など、住居確保給付金に係る制度の概要について説明しなければならない。

2 自立相談支援機関は、相談者に対して、必要に応じて公共職業安定所等での相談を行うことを助言する。また、相談者が国の雇用施策による給付等の要件に該当するときは、国の雇用施策による給付等を優先して申請するよう促す。

（自立相談支援機関による申請の受付）

第14条 自立相談支援機関は、省令第13条に規定される「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（省令様式第1号）」（以下「申請書」という。）を相談者に交付するときは、併せて「住居確保給付金申請時確認書（要綱様式第1号）」（以下「確認書」という。）を交付する。

2 自立相談支援機関は、前項の規定により申請書及び確認書を交付するときは、次の各号に掲げる事項を相談者へ説明しなければならない。

（1）確認書の内容

（2）確認書の記載事項すべてに承諾をした上で申請することについて、確認書に同意の署名をしなければならないこと。

（3）支給期間は三月であるが、住居確保給付金の受給中に常用就職に至らなかったときは、次に掲げる要件を満たせば、支給最終月の末日までに延長又は再延長の申請を行うことで、三月の延長が2回まで可能であること。

ア 当該受給中に第5条第1項の各号及び第2項の各号に掲げる求職活動を誠実かつ熱心に行ったこと。

イ 第4条①、②の2及び③から⑧に掲げる要件を満たしていること。

（4）申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入を合算した額が基準額を超えるときは、第6条第2項に規定する計算式により算出した金額を支給するため、家賃額の一部のみ支給されること。

（5）第6条第2項の規定により家賃額の一部のみ支給されるときであっても、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入を合算した額が基準額以下に下がった時点で支給額の変更を求める申請を行えば、第6条第1項に規定する範囲内で満額の家賃額が支払われること。

（6）住居確保給付金の支給額は月ごとの家賃相当分であり、初期費用、共益費、管理費等は対象外であるため、自ら支払う必要があること。

（7）家賃額の一部のみ支給されるときは、支給額と家賃額との差額は自ら支払う必要があること。

（8）住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）については、入居する住宅は住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額の賃貸住宅に限ること。

（9）住居を喪失するおそれがある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）については、住宅扶助基準に基づく額を超える家賃額であっても対象となるが、支給額は住宅扶助に基づく額が上限となり、自己負担が発生すること。

（10）住居確保給付金は申請日の属する月以降の月ごとの家賃に充当するものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。

（11）支給開始月において代理受領の方法をとらない場合であって、支給期間中に代理受領の方法に変更することができる場合は、速やかに変更申請を行うこと。

3 自立相談支援機関は相談者に対し、申請書への必要事項の記載等について助言する。



4 申請者は、省令第13条の規定による申請書を提出するときは、次の各号に掲げる書類を添付して自立相談支援機関へ提出しなければならない。

(1) 確認書

(2) 次の表に定める書類

確認する内容	書 類
① 本人確認書類	<p>本人確認書類アからケのいずれかの書類の写しを提出しなければならない。ただし、顔写真の無い証明書を提出するときは2以上の書類を提出しなければならない。</p> <p>自立相談支援機関は必要に応じ、本人確認書類の原本を確認し、原本の提示があったときは、申請者の同意を得て複写し、これを徴する。</p> <p>ア 運転免許証            イ 住民基本台帳カード            ウ 一般旅券            エ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、各種福祉手帳            オ 健康保険証            カ 住民票の写し            キ 戸籍謄本等            ク 個人番号カード（マイナンバーカード。ただし、個人番号記載面は複写してはならない）            ケ その他、本人自身と証明するに足りるとする書類</p>
② 離職関係書類	<p>次のアからエまでのいずれかの書類を提出しなければならない。</p> <p>ア 離職票、解雇通知書、離職証明書、廃業届など、2年（第4条の表の注1に該当する場合は4年）以内に離職又は事業を廃止したことが確認できる書類の写し            イ 自立相談支援機関がアに規定する書類を提出することが困難であると認めた者にあつては、給与の振込に利用されていた金融機関の口座の通帳などの写し            ウ 第4条の表の注1の「疾病、負傷、育児その他市長がやむを得ない事情」に該当する場合は、医師の証明書その他当該事情に該当することを証明することができる書類又はその写し            エ 自立相談支援機関がア、イ及びウに規定する書類を提出することが困難であると認めた者にあつては「離職状況等に関する申立書（要綱様式第2号）」            オ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し            カ 自立支援機関がオに規定する書類を提出することが困難であると認めた者にあつては「就業機会の減少に関する申立書（要綱様式第2-2号）」</p>
③ 収入関係書類	<p>申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についてそ</p>

	の収入を確認できる書類の写し、雇用保険受給資格者票、年金振込通知等
④ 金融資産関係書類	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し、残高証明書等

5 自立相談支援機関は、前項第2号①に規定する本人確認書類を確認した上で、不適正受給が疑われる等、明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受理しなければならない。

6 自立相談支援機関は、添付書類等が整っていないと判断したときは、当該申請者に対して、速やかに補正することを依頼しなければならない。

(公共職業安定所等への求職申込み及び国の雇用施策による給付等利用状況の確認)

第15条 自立相談支援機関は、公共職業安定所等への求職申込みを行っていない申請者（自立に向けた活動を行う申請者を除く。）に対しては、その申込みを行うよう勧奨しなければならない。

2 申請者は、申請を行うに当たり、次の表に規定する事項を申請関係書類に記載して自立支援機関に提出しなければならない。この場合において、申請の時点で公共職業安定所等への求職申込みを行っていない場合は、申請後速やかに提出した申請関係書類に当該事項を記載するものとする。

公共職業安定所に求職申込みを行った場合	地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職申込みを行った場合
公共職業安定所から付与された求職番号	地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

3 自立相談支援機関は、国の雇用施策による給付等の利用状況を申請者の申告により確認する。ただし、必要に応じて、公共職業安定所に対して当該申請者の利用状況の確認を依頼することができる。

4 前項ただし書の依頼を行うときは、申請者に対して「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（要綱様式第3号）」を交付し、公共職業安定所の確認を得て自立相談支援機関へ提出することを指導する。  
(経営相談先への相談の申込み)

第16条 自立相談支援機関は、相談者が自営業者で、経営改善の意欲があり、相談内容が経営改善に関する場合、相談者に対し、経営相談先の役割について確認のうえ、説明しなければならない。

2 前項の説明を受け、相談者が経営改善に関する相談を希望する場合は、自立支援機関は相談者に対し、経営相談先において事前相談を受けるよう指示する。

3 自立相談支援機関は、相談者から経営相談先における事前相談の内容を確認のうえ、経営相談先への相談の申込みを指示する。

4 自立に向けた活動を行う申請者は、経営相談の申込みを行った経営相談先について、住居確保給付金申請時確認書へ記載し、自立相談支援機関に提出する。

5 経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うこと適当と助言等を受けた場合は、相談者は自立相談支援機関にその旨を報告しなければならない。

6 前項の報告があったときは、自立相談支援機関は、公共職業安定所等での求職活動を行うよう指示し、第15条の規定による確認等を行う。

(住居の確保及び賃貸住宅の貸主との調整)

第17条 自立相談支援機関は住居の確保及び賃貸住宅の貸主との調整について、次のとおり行う。

申請者が住居喪失者であるとき	申請者が住居を喪失するおそれがあるとき
ア 申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リストや、理解を得られた不動産媒介業者等の情報を提供する。 イ 申請者は、不動産媒介業者等に対して申	ア 申請者は、不動産媒介業者等に対して申請書の写しを提示するとともに、入居住宅に関する状況通知書（要綱様式第5号）を提出し必要事項の記入を依頼しなければならない。

<p>請書の写しを提示し、当該業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。</p> <p>ウ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住宅が確定した後に、申請者が持参した入居予定住宅に関する状況通知書（要綱様式第4号）に必要事項を記載して、申請者に交付するものとする。</p> <p>エ 申請者は、交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書を、当該申請を行った自立相談支援機関に提出しなければならない。</p>	<p>イ 入居住宅の不動産媒介業者等は、申請者から提出された入居住宅に関する状況通知書に必要事項を記入の上、当該申請者に交付するものとする。</p> <p>ウ 申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写しを添えて、イで交付を受けた入居住宅に関する状況通知書を、当該申請を行った自立相談支援機関に提出しなければならない。</p>
---	---

（審査）

第18条 自立相談支援機関は、第14条第4項、第15条第2項、第16条第4項及び前条に規定する書類（以下「申請書等」という。）がすべてそろったときは、申請書等に受付印を押印し、豊中市市民協働部くらし支援課長（以下、「くらし支援課長」という。）へ送付する。

- 2 くらし支援課長は、自立相談支援機関から申請書等が送付されたときは、速やかに審査を行わなければならない。
- 3 くらし支援課長は、収入要件及び資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第22条第1項の規定により、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。
- 4 前項の規定に基づき、資料の提供又は報告を求めるときは、生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について（依頼）（要綱様式第6号）に、当該事項についての申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付し、依頼しなければならない。
- 5 くらし支援課長は、審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者が、住居喪失者である場合、住居確保給付金支給対象者証明書（以下「対象者証明書」という。）を、自立相談支援機関を経由して交付しなければならない。その際、自立相談支援機関は、対象者証明書の交付をもって求職活動等を開始することを伝達し、住居確保報告書（要綱様式第8号。以下「住居確保報告書」という。）を併せて交付しなければならない。
- 6 当該申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、自治体は住居確保給付金支給決定通知書（要綱様式第10号。以下「支給決定通知書」という。）を自立相談支援機関経由で交付しなければならない。
- 7 くらし支援課長は、住居確保給付金の支給が認められないと判断したときは、申請者に対して不支給の理由を明記した上で住居確保給付金不支給通知書（要綱様式第9号）を、自立相談支援機関を経由して交付しなければならない。
- 8 自立相談支援機関は、前項の通知書を申請者に交付するとともに、不動産媒介業者等へ不支給となったことを連絡しなければならない。

（住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結）

第19条 住居喪失者は、第17条の規定により入居予定住宅に関する状況通知書を交付した不動産媒介業者等に対し、前条第5項で交付された対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結するものとする。

- 2 住居喪失者のうち、総合支援資金（住宅入居費）の借入申し込みを行っている者は、前項の賃借契約を締結するときに総合支援資金（住宅入居費）の借入申込書の写しを併せて提示しなければならない。

3 住居喪失者は、住居入居後7日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し及び賃貸借契約を締結した住宅を住所とする住民票の写しを添付して、自立相談支援機関に提出しなければならない。

4 住居確保報告書の提出を受けた自立相談支援機関は、住居確保報告書を速やかにくらし支援課長に送付しなければならない。

(支給決定等)

第20条 くらし支援課長は、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法(平成3年法律第90号)の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限って支給決定を行う。

2 申請者は、前項に規定する契約であることを証明するため、賃貸借契約書の写しを自立相談支援機関へ提出しなければならない。賃貸借契約書の写しは、住居喪失者にあつては前条第3項の規定により住居確保報告書を提出するときに、住宅喪失のおそれがある者にあつては省令第13条の規定により申請書を提出するときに第14条第4項第2号①から④までに規定する書類と併せて提出しなければならない。

3 前項の規定により賃貸借契約書の提出を受けた自立相談支援機関は、速やかにくらし支援課長へ送付しなければならない。

4 くらし支援課長は、支給決定を行ったときは、支給決定通知書を、自立相談支援機関を經由して受給者に交付しなければならない。

5 自立相談支援機関は、支給決定通知書を受給者に交付するに際し、確認書の誓約事項を再度説明し、その遵守を指導するものとする。

6 自立相談支援機関は、前項の指導を行うときに、次の各号に掲げる書類の用紙を申請者に交付する。

(1) 常用就職届(要綱様式第11号。以下「常用就職届」という。)

(2) 職業相談確認票(要綱様式第12号)(自立に向けた活動を行う受給者を除く。)

(3) 住居確保給付金常用就職活動状況報告書(要綱様式第13号)(自立に向けた活動を行う受給者を除く。)

(4) 住居確保給付金自立に向けた活動状況報告書(要綱様式第13-2号)(自立に向けた活動を行う受給者に限る。)

7 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給決定について、不動産媒介業者等に支給決定通知書の写しを送付して情報提供しなければならない。

8 くらし支援課長は、その所属する職員に対して必要に応じて受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行わせることができる。この場合において、くらし支援課長から命じられた職員は、訪問の際には法第21条第3項の規定により「生活困窮者自立支援検査証(省令様式第3号(第25条関係))」を携帯しなければならない。

(常用就職及び就労収入の報告)

第21条 住居確保給付金の支給決定後(申請日前後を含む。)に常用就職した受給者は常用就職届を自立相談支援機関に提出しなければならない。自立相談支援機関は、提出を受けた常用就職届を速やかにくらし支援課長へ送付しなければならない。

2 前項の規定により報告を行った受給者は、報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に提出しなければならない。自立相談支援機関は、提出を受けた書類を速やかにくらし支援課長に送付しなければならない。

3 第4条の表の②の2に基づく受給者は、収入額を確認することができる書類を、毎月、自立支援相談機関に提出しなければならない。自立相談支援機関は、提出を受けた書類を速やかにくらし支援課長に送付しなければならない。

(支給額等の変更)

第22条 住居確保給付金の支給額は、支給期間中は変更しない。ただし、第1号から第3号までに掲げるときは受給者からの申請により、支給額を変更し、第11条第2項各号に掲げる方法により賃料を支払っている場合であって、第4号に該当するときは、支給方法の変更を行う。

- (1) 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更されたとき。
- (2) 第6条第2項の規定により家賃額の一部の支給となっているが、住居確保給付金の受給期間中に申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入を合算した額が減少し、基準額を下回ったとき。
- (3) 借主の責めによらず転居せざるを得ないとき又は自立相談支援機関等の指導により同一自治体内での転居が適当であるとき。
- (4) 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることになったとき。

2 前項各号の規定に該当する受給者は、住居確保給付金支給変更申請書（要綱様式第14号。以下「変更申請書」という。）を自立相談支援機関へ提出しなければならない。

3 変更申請書の提出を受けた自立相談支援機関は、速やかにくらし支援課長に送付しなければならない。

4 変更申請書の提出を受けたくらし支援課長は、当該申請内容を審査し、適正と判断したときは、当該申請者に対して住居確保給付金変更支給決定通知書（要綱様式第15号）を、自立相談支援機関を経由して交付する。ただし、支給額の変更は住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うものとする。

(支給の中断及び再開)

第23条 くらし支援課長は、受給者が住居確保給付金の受給中に、疾病又は負傷により省令第10条第5号の要件に該当しなくなった場合には、本人からの申請により、支給を中断する。

2 受給者は、疾病又は負傷により省令第10条第5号の要件に該当しなくなった場合には、住居確保給付金中断届（要綱様式第16号。以下「中断届」という。）及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書（医師の交付する診断書等）を、自立相談支援機関へ提出しなければならない。

3 自立相談支援機関は、中断届を速やかにくらし支援課長へ送付しなければならない。

4 くらし支援課長は、中断届を提出した受給者に対して、住居確保給付金支給中断通知書（要綱様式第17号）を、自立相談支援機関を経由して交付する。

5 中断期間中、原則として毎月1回、中断者から面談、電話、電子メール等により体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行わなければならない。

6 心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、支給を再開する。ただし、通算支給期間は、第7条第2項に規定する支給期間の範囲に限る。

7 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを条件として、住居確保給付金支給再開届（疾病又は傷病）（要綱様式第18号。以下「再開届」という。）を自立相談支援機関へ提出しなければならない。

8 自立相談支援機関は、再開届を速やかにくらし支援課長へ送付しなければならない。

9 くらし支援課長は、再開届を提出した受給者に対して、住居確保給付金支給再開通知書（要綱様式第19号）を、自立相談支援機関を経由して交付する

(支給の中止)

第24条 自立相談支援機関は、第2項の表の左欄に掲げる事実が判明したときは、速やかにくらし支援課長へ報告しなければならない。

2 前項の報告を受けたくらし支援課長は次の表の左欄に該当する事実が生じたときは、右欄に規定するとおり住居確保給付金の支給を中止する。

自立相談支援機関が報告すべき事実	くらし支援課の対応
① 受給者が第5条第1項各号又は第2項	原則として、当該事実を確認した日の属する月

各号に規定する就職活動等を怠ったとき又は就労支援に関するくらし支援課の指示に従わないとき。	の支給から支給を中止する。 ただし、住居確保給付金の支給がなされた後に当該事実を確認したときは、確認後速やかに中止する。
② 受給者が常用就職（申請前後の常用就職及び支給決定後の常用就職）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入の額が収入基準額を超えたとき。	原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から支給を中止する。 ただし、収入に変動があるなど、1か月の収入では判断しかねるときは、2か月目の収入を確認してから判断することができる。
③ 受給者が常用就職等をしたこと及び就労により得た収入の報告を怠ったとき。	支給を中止することができる。
④ 支給決定後、受給者が住居確保給付金の支給対象となっている賃貸住宅から退去したとき（ただし、受給者の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）。	原則として、退居した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。 ただし、住居確保給付金の支給がなされた後に当該事実を確認したときは、確認後速やかに中止する。
⑤ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになったとき。	直ちに支給を中止する。
⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処されたとき。	直ちに支給を中止する。
⑦ 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明したとき。	直ちに支給を中止する。
⑧ 受給者が生活保護費を受給したとき。	福祉事務所と調整のうえ、支給を中止する。
⑨ 支給決定後、受給者が疾病又は負傷のため、住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合	支給を中止する。
⑩ 中断期間中において受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合	原則として支給を中止する。
⑪ ①から⑩までのほか、受給者が受給を辞退したとき又は受給者が死亡するなど、住居確保給付金を支給できない事情が生じたとき。	支給を中止する。

3 くらし支援課長は、前項の規定により住居確保給付金の支給を中止したときは、当該対象者に対して、住居確保給付金支給中止通知書（要綱様式第20号）を、自立相談支援機関を経由して交付しなければならない。

4 自立相談支援機関は、前項の通知書を速やかに当該対象者に交付しなければならない。ただし、交付

する時点で当該対象者が死亡しているとき又は疾病負傷その他の事由により面会できない状態にあるときは、当該対象者と同一の世帯に属する者又当該対象者の相続人等へ送付することにより、当該対象者への交付に代えることができる。

- 5 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給が中止されたときは次の表に規定するとおり、不動産媒介業者等へ住居確保給付金が中止されることを通知しなければならない。

当該対象者が住居喪失者	当該対象者が住宅喪失のおそれのある者
入居予定住宅に関する状況通知書を作成した不動産媒介業者等に対して通知する。	入居住宅に関する状況通知書を作成した不動産媒介業者等に対して通知する。

(支給期間を延長又は再延長する場合の取扱い)

第25条 第8条又は第9条の規定により住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長の申請を行う受給者は、支給期間の最終の月の末日までに住居確保給付金申請書(期間(再)延長)(要綱様式第21号)を自立相談支援機関へ提出しなければならない。

- 2 自立相談支援機関は、前項の申請書をくらし支援課長へ速やかに送付しなければならない。
- 3 支給期間の延長又は再延長の申請を受けたくらし支援課長は、次の各号に掲げる事項を勘案して判断する。
- (1) 受給者が第4条①、②の2及び③から⑧までに規定する要件に該当する者であること。
  - (2) 受給者が第5条第1項各号及び第2項各号に定める求職活動等を誠実かつ熱心に行っている者であること。

4 再延長期間における求職活動等は、すべての申請者において第5条第1項による求職活動を行うものとする。

5 くらし支援課長は、第3項の規定に基づき住居確保給付金の支給期間の延長等の要件を満たすと判断したときは延長又は再延長の支給決定を行い、住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)(要綱様式第22号)を自立相談支援機関を経由して受給者へ交付する。

(再支給)

第26条 住居確保給付金の支給期間中又は支給期間の終了後に、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇(本人の責めに帰すべき解雇を除く。)その他事業主の都合による離職、廃業(本人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。)若しくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であつて、第4条①から⑧までに規定する支給対象者の要件に該当する者に対して、第6条から第11条までに規定する支給額、支給期間等により、住居確保給付金を再支給することができる。

2 再支給に係る申請を受け付ける際には、申請者に対し、前項の内容に該当している旨を確認書により誓約させる。この場合において、「支給期間の終了後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の支給終了後をいい、「新たに解雇」とは、過去に複数回離職している場合は、直前の離職をいう。

(不適正受給者への対応)

第27条 くらし支援課長は、法第18条第1項の規定により、住居確保給付金の支給後に虚偽の申請等不適正受給であることが判明したときは、受給者又は受給者であった者から、既に支給された住居確保給付金の全額又は一部について徴収することができる。

2 くらし支援課長は、法第21条第1項の規定により、住居確保給付金の支給に必要な限度で、受給者又は受給者であった者に対して、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。ただし、法第21条第3項の規定により生活困窮者自立支援検査証(省

令様式第3号（第25条関係）を携帯しなければならない。

- 3 暮らし支援課長は、法第22条第1項の規定により、住居確保給付金の支給に必要な限度で、申請者若しくは受給者又は受給者であった者及びこれらの者と同一の世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者若しくは受給者又は受給者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。
- 4 暮らし支援課長は、住居確保給付金の申請者が前住所地で住居確保給付金を受給した疑いが認められるときは、法第22条第1項の規定により前住所地の自治体に対して当該申請者の受給の有無について報告を求めることができる。
- 5 暮らし支援課長は、法第22条第2項の規定により、住居確保給付金の支給に必要な限度で、受給者若しくは当該受給者に対し当該受給者が居住する住宅を賃貸する不動産媒介業者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。
- 6 暮らし支援課長は、架空申請や又貸しなどの不適正受給を防止するため、必要に応じて、申請者又は受給者の住宅訪問等の方法により、居住実態の確認を行うことができる。

（暴力団関係者の排除）

第28条 暮らし支援課長及び自立相談支援機関は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団該当性等について情報提供を依頼する。

- 2 暮らし支援課長は、住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、次の各号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有している不動産媒介業者等であることが確認されたときは、当該不動産媒介業者等が関わる住居確保給付金の振込を中止しなければならない。

（1）法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

（2）個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

（3）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等

（4）暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等

（5）暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等

（6）役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等

（7）役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等

（8）役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等

（9）暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

- 3 前項各号に規定する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する入居予定住宅に関する状況通知書及び入居住宅に関する状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、入居予定住宅に関する状況通知書及び入居住宅に関する状況通知書を受理しないものとする

（書類及び帳簿の備付け）

第29条 自立相談支援機関は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

また、書類及び帳簿の内容を改めるごとに、暮らし支援課長へ送付しなければならない。



(1) 住居確保給付金面接受付簿（要綱様式第23号）

(2) 住居確保給付金管理簿（要綱様式第24号）

（様式）

第30条 前各条に定めるもののほか、この要綱に定める様式の仕様については、くらし支援課長が別に定める。

（附則）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和3年1月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第28条及び第35条の規定 令和3年2月1日

(2) 第36条の規定 令和3年6月11日

(3) 第15条の規定 令和3年9月30日

(4) 第33条第1項の規定 令和3年11月30日

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

2 令和5年3月31日において現に支給決定を受けている受給者に係る同年4月1日以後の支給期間中の求職活動については、改正後の要綱第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正前の要綱第35条の規定は、令和5年3月31日以前に申請のあった住居確保給付金の再支給については、なおその効力を有する。

4 最後に住居確保給付金の支給を申請した日が令和6年3月31日以前である者であって、当該申請に係る支給が終了した後に解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した者については、当該申請に係る支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過するまでの間は、改正後の要綱第26条中「減少し、かつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって」を「減少し、かつ」と読み替えて、同条の規定を適用する。